

ガスシステム改革における 需要家保安規制のあり方について

平成26年6月9日

一般社団法人 日本ガス協会

© 2014 The Japan Gas Association

The Japan Gas Association

I. はじめに

■ガス事業者は、ライフラインをあずかる使命感を持って事業に取り組むとともに、「ガス安全高度化計画」を通して保安向上に努めてきました。

■今般、ガスシステム改革における需要家保安規制のあり方を議論する上で、新規参入者もライフラインをあずかる使命感を持つことはもちろん、小売事業者もガス導管事業者も含め、全ての関係者が保安に対する責任を持って「協働」することで、更なる保安の向上が実現できます。（「ガス安全高度化計画」の理念を踏襲）

＊ガス安全高度化計画における理念目標（安全高度化目標）

「2020年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。」

■また、小売事業者が一定の保安の知識やノウハウを持つことは、ガスの供給サービスを受けるお客さまのメリットや、天然ガスの高度利用を通じた産業の発展という視点でも、大きな効果があると考えます。

Ⅱ. 今までの保安の取組みと大口分野の保安制度

保安の取組み

- 2020年に死亡事故ゼロを目指す「ガス安全高度化計画」を着実に実行。
- 国の関与を最小限とした「自主保安」をベースに、国・ガス事業者・需要家・関係事業者が協働。（高度化計画より）

平成9年 閣議決定（ガス保安規制のあり方指摘）

- ①各主体の自己責任を原則 ②国の関与は必要最小限
③事後規制の機動的・効果的発動 ④情報公開の徹底

平成10年『ガス安全高度化検討会報告書』

- ・新たな理念（自主保安）にもとづく保安体系構築
 - ・2010年までに死亡事故をゼロに近い水準
- 平成12年 ガス事業法改正へ反映

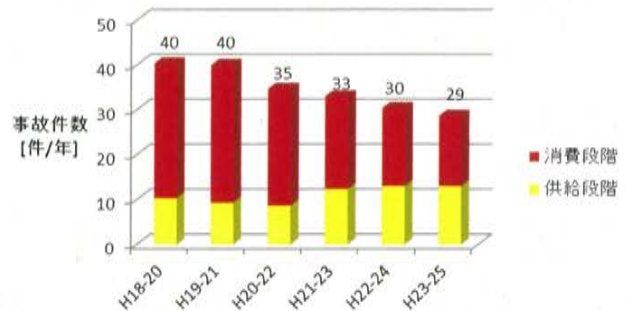
平成23年『ガス安全高度化計画』

- ・2020年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が、各々の果たすべき役割を着実に実行

大口の保安制度

- ガス安全小委にて需要家の保安能力・設備の特殊性も踏まえ、小売事業者が保安責任を担う制度とし、自由化範囲を拡大。
- 新規参入率は着実に増加する一方、事故件数は増加していない。現行制度は機能しており、変更の必要はない。

人身事故件数の推移(3カ年移行平均)



Ⅲ. 今後検討される小口分野の保安制度

- 保安向上の観点から、小売事業者が保安責任を担うことが適当。
⇒ 小売事業者が責任を負わない場合、保安の協働の仕組み（前頁）が失われ、保安水準が低下。2020年死亡事故ゼロの目標が達成困難となる。

※ただし、様々なビジネスモデルで参入する事業者を想定し、保安のノウハウ・体制を持たない事業者も参入しやすくするため、保安業務は既存ガス事業者が積極的に受託。

小口分野の保安責任＜業界案＞

* 保安責任・・・ガス事業法上の法的義務を遵守する主体(行政指導等を受ける主体)。業務委託は可。

	業務の特性	保安責任	保安業務の委託・受託
緊急時の対応	・新規参入者にとって、専門性が高く、体制構築の負担が大きい ・小口の場合、内管・機器の汎用性が高く、業務受託しやすい	小売事業者	・業務の特性を踏まえ、既存ガス事業者が全面的に受託
定期点検 (内管の漏えい検査、消費機器の周知・調査)	・定型的・計画的業務であり、比較的技能習得や体制構築が容易	小売事業者	・ノウハウ・体制を持たない新規参入者に対しては、既存ガス事業者が積極的に受託

参考資料

© 2014 The Japan Gas Association

The Japan Gas Association

＜参考＞需要家保安に係る保安責任（業界案まとめ）

＜現行＞

保安措置		小口	大口	
			10万m ³ 以上	50万m ³ 以上
内管の漏えい検査		一般ガス事業者	大口ガス事業者等	大口ガス事業者等
消費機器の周知・調査	工業用建物	一般ガス事業者	—	—
	工業用建物以外	一般ガス事業者	大口ガス事業者等	—
緊急時の対応		一般ガス事業者	大口ガス事業者等	大口ガス事業者等

保安業務の
委託・受託

相対での受委託

＜全面自由化後＞

保安措置		小口	大口	
			10万m ³ 以上	50万m ³ 以上
内管の漏えい検査		(新)ガス小売事業者	(新)ガス小売事業者	(新)ガス小売事業者
消費機器の周知・調査	工業用建物	(新)ガス小売事業者	—	—
	工業用建物以外	(新)ガス小売事業者	(新)ガス小売事業者	—
緊急時の対応		(新)ガス小売事業者	(新)ガス小売事業者	(新)ガス小売事業者

保安業務の
委託・受託

相対での受委託

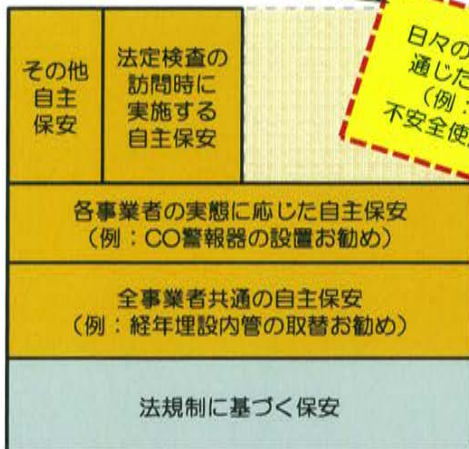
*小口の緊急対応は専門性・汎用性が高いため、既存ガス事業者が全面的に受託

＜参考＞小売事業者に保安責任が必要である理由

- サービス部門が行っている「接点を通じた自主保安活動」の機会が喪失。
(仮に導管事業者が同じ活動をする場合、日々の接点機会に同行する必要あり)
- また、小売事業者と導管事業者との「協働」のインセンティブが失われる。
- インセンティブを維持する仕組みとして、小売に「保安責任」が必要。

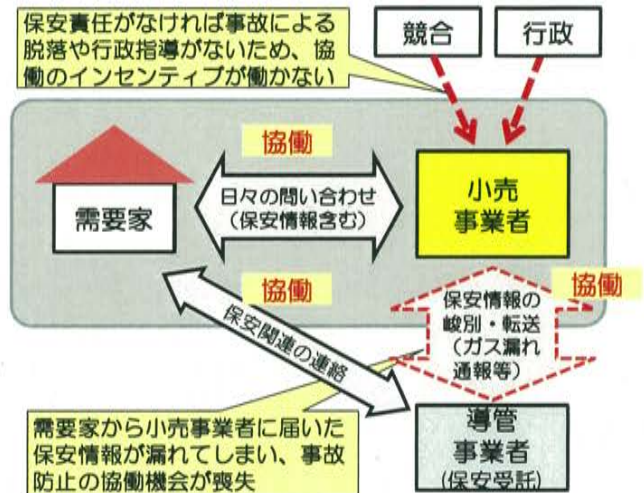
＜接点機会を通じた自主保安活動の喪失＞

自主保安の機会喪失により保安水準が低下（導管事業者では実施困難）



日々の接点機会を
通じた自主保安
(例：機器の
不安全使用発見)

＜保安の協働インセンティブのイメージ＞



＜参考＞技術基準適合維持義務について

- 内管の技術基準適合維持義務を需要家に移管すると、改善命令先が所有者である需要家となるため、保安向上の観点ではより効果的。
- 技術基準適合維持義務を移管する場合でも、内管の保安業務（漏えい検査・緊急対応）を引き続き事業者責任に課すことで、需要家の負担は増加しない。

＜適合維持義務の移管に伴う変化＞

■技術基準適合維持義務（法28条）

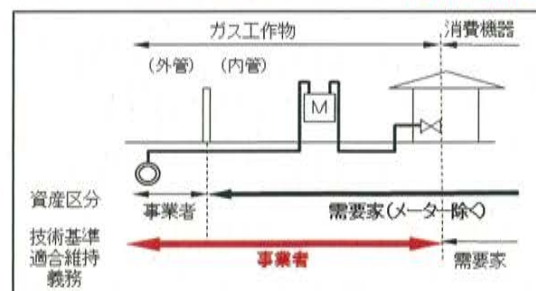
- ・義務の主体：需要家（事業者から変更）
- ・改善命令先：需要家（事業者から変更）

■内管の保安業務（法28条とは別の条項で規定）

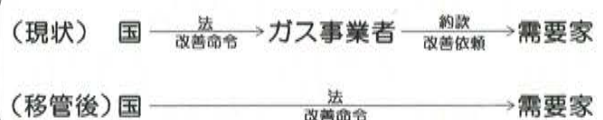
- ・漏えい検査（技省令51条）：事業者（変更なし）
- ・緊急対応（施行規則31条）：事業者（変更なし）

※保安業務は引き続き事業者が実施
(需要家の負担は増加しない)

＜資産区分と責任区分の齟齬（赤字部分）＞



工作物不備・改善命令の流れ



ガス供給切り替え時における顧客ガス設備情報の引継ぎについて

大阪ガス株式会社

1. 基本的な考え方

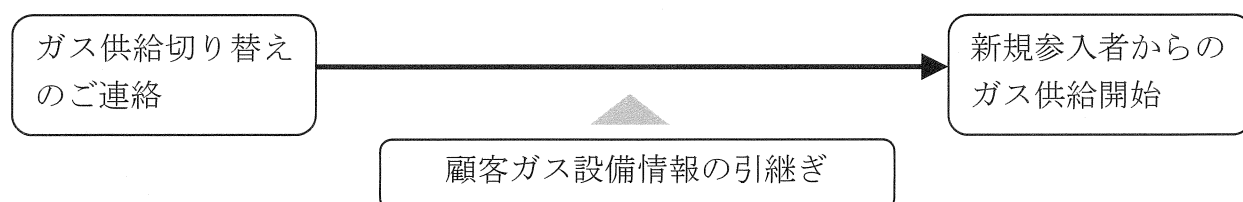
当社は、新規参入者へガス供給が切り替わる際に、以下の考え方に基づき、当社からお客さまに「顧客ガス設備情報（消費機器に係る情報は含みません）」を引継ぐ運用をしております。

- (1) 顧客ガス設備情報は、内管施工（当社施工分に限る）および各種点検の都度、お客さまへお渡しし、お客さまが管理されています。
- (2) 当社から新規参入者へガス供給が切り替わる際に、お客さまからの要請の有無にかかわらず、(1)にてお客さまにお渡ししている顧客ガス設備情報（直近の情報を反映したもの）を、改めて当社にて整理し、お客さまへ引継ぐこととしております。
- (3) 顧客ガス設備情報は、お客さまに帰属する情報であるため、新規参入者に引継がれることを念頭に、当社からお客さまに引継ぐことを基本としております。

※「総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会報告書（平成 18 年 5 月 22 日）」に基づくもの

2. 引継ぎに関する運用および流れ

- (1) 当社は、お客さまからガス供給切り替えのご連絡を頂いた時点で、顧客ガス設備情報を冊子等に整理し、ガス供給開始までにお客さまへ引継ぐこととしております。
- (2) また、新規参入者から当社にガス供給が切り替わる際につきましても、同様に、お客さまから顧客ガス設備情報をご提供頂き、保安業務の遂行に努めております。



3. 顧客ガス設備情報の内容〔別紙〕

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) ガス設備資料の引継ぎに関する確認書 | (6) 定期保安巡回の点検記録、実施日 |
| (2) 導管関連資料 | (7) 内管マグネシウム陽極設置報告書 |
| (3) 顧客ガス設備図面 | (8) 小型専用整圧器設置報告書 |
| (4) 専用ガバナ点検記録 | (9) 遠隔式緊急ガス遮断装置点検記録 |
| (5) バルブ点検記録 | |

※引継ぎの対象となる情報は、お客さまが保有する設備等により異なります。

以上

[別紙]

(1) ガス設備資料の引継ぎに関する確認書

ガス設備資料の引継ぎに関する確認書

〇〇株式会社□□工場（以下「甲」という）と大阪ガス株式会社エネルギー事業部
**エネルギー営業部（以下「乙」という）とは、甲の敷地内にあるガス設備に関する以下の資料を、乙から甲に引継ぐ。

- ①導管関連資料
- ②顧客ガス設備図面
- ③専用ガバナ点検記録
- ④バルブ点検記録
- ⑤定期保安巡回の点検記録、実施日
- ⑥内管マグネシウム陽極設置報告書
- ⑦小型専用整圧器設置報告書
- ⑧遠隔式緊急ガス遮断装置点検記録
- ⑨プロテクターの開閉、バルブの開閉操作説明

実習実施の希望 あり なし

平成 年 月 日

甲 〇〇株式会社□□工場

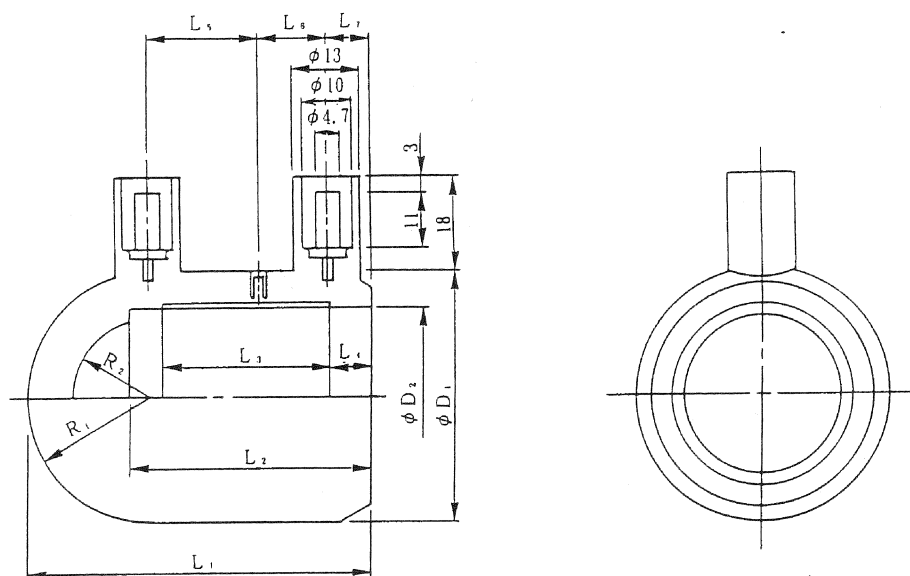
工 場 長 印

市区**町 丁目 番 号

乙 大阪ガス株式会社 エネルギー事業部

**エネルギー営業部 部長 印

(2) 導管関連資料

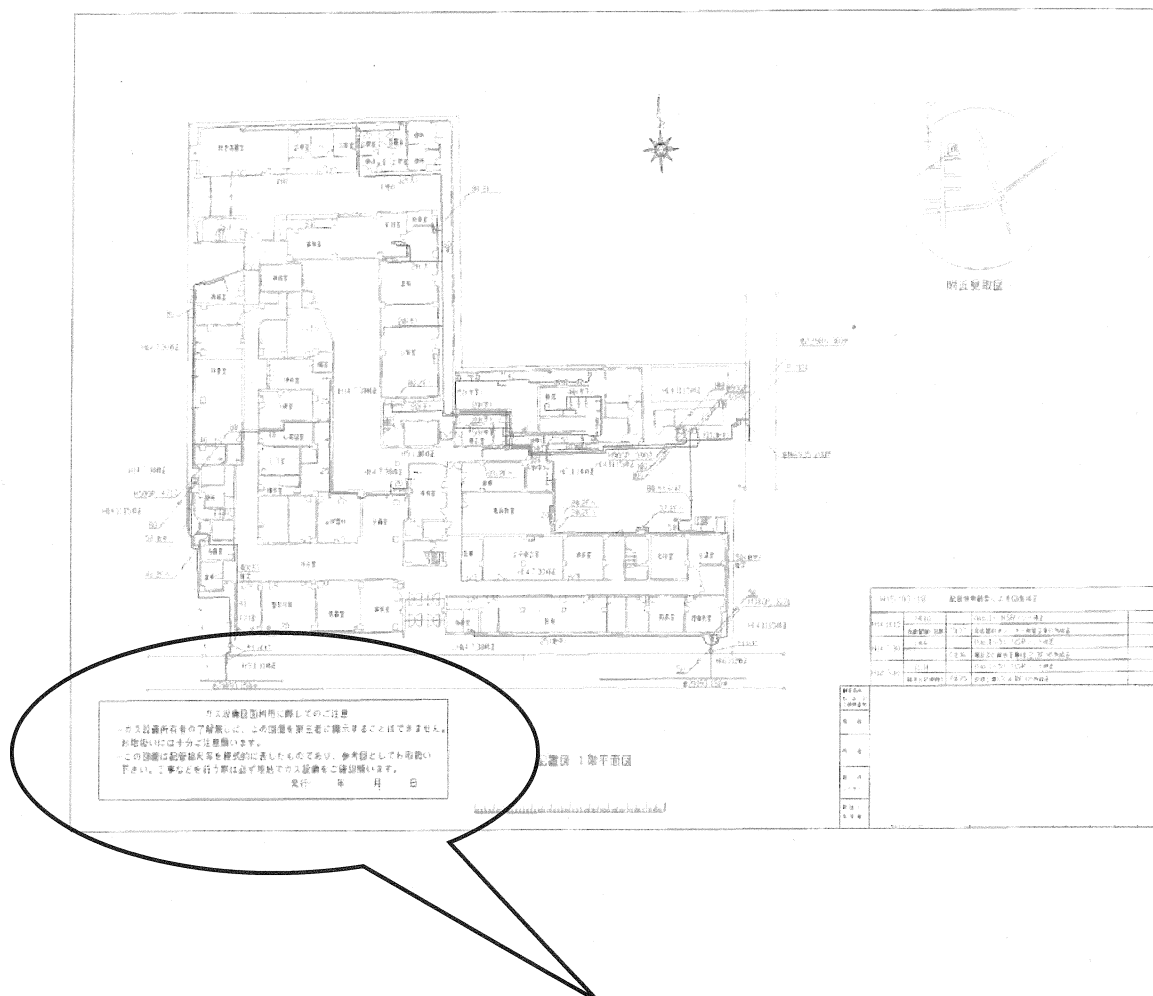


材料；J I S K 6 7 7 5 - 3 「ガス用ポリエチレン管継手」に規定するPE80

呼径 (A)	ϕD_1	ϕD_2	L_1	L_2	L_3	L_4	L_5	L_6	L_7	R_1
25	48	34.15	70	47	31	10	20	15.5	8.5	24
30	57	42.15	74	45	26	10	18.5	13.5	8.5	28.5
50	79	60.2	101	54	36	10	32.5	16	8.5	39.5

呼径 (A)	R 2	質量(kg)	品名コード
25	15	0.065	104001
30	18.5	0.09	104000
50	28	1.21	104002

(3) 顧客ガス設備図面



ガス設備図面利用に際してのご注意

- 一、ガス設備所有者の了解無しに、この図面を第三者に開示することはできません。お取扱には十分ご注意願います。
- 一、この図面は配管縮尺等を模式的に表したものであり、参考図としてお取扱い下さい。工事などを行う際は必ず現地でガス設備をご確認願います。

(4) 専用ガバナ点検記録

整圧器巡回点検票

整圧器名		設置場所	
------	--	------	--

点検年月日	漏洩の有無	圧力が適正であるか	整圧器等の異常の有無	備考

整圧器点検履歴票

整圧器名		設置場所	
------	--	------	--

点検年月日	作業分類	作業内容	備考
	定期分解・その他・故障・ 点検・改修		
	定期分解・その他・故障・ 点検・改修		
	定期分解・その他・故障・ 点検・改修		
	定期分解・その他・故障・ 点検・改修		
	定期分解・その他・故障・ 点検・改修		
	定期分解・その他・故障・ 点検・改修		
	定期分解・その他・故障・ 点検・改修		
	定期分解・その他・故障・ 点検・改修		
	定期分解・その他・故障・ 点検・改修		
	定期分解・その他・故障・ 点検・改修		
	定期分解・その他・故障・ 点検・改修		
	定期分解・その他・故障・ 点検・改修		
	定期分解・その他・故障・ 点検・改修		
	定期分解・その他・故障・ 点検・改修		

(5) バルブ点検記録

バルブ点検履歴票

バルブ番号			設置場所			
圧力		口径			型式	

[illegible]

(6) 定期保安巡回の点検記録、実施日

(業務用) ガス設備調査結果のお知らせ

ご使用番号																訪問日	年	月	日
サブ番号															さま	㊟			

ガス設備調査結果は、○印のとおりです。改善、改修が必要な項目につきましては至急お手配くださいますようお願い申し上げます。

ガス漏れ検査	法令に基づくガス漏れ検査を実施した結果、異常ありませんでした。										
	お客さまのご都合上、法令に基づくガス漏れ検査はできませんでした。検知器でのガス漏れ検査を行いました。										
	() を修理し、その結果、異常ありません。										
	() のため、あらためて点検・修理にうかがいます。										
給排気点検	ガス風呂がま・湯沸器の給排気設備について目視による点検が可能な部分を調査した結果、異常ありません。										
	下記の機器につきまして給排気設備を調査した結果、法で定められた技術基準に適合しておりません。										
	別紙「給排気設備改善のご通知」を参照いただき、改善をお願いいたします。										
	機器:	場所:				機器:	場所:				
湯沸器・風呂がま	排気ファン・作動確認	排気ファンの作動確認を行った結果、異常ありません。									
		() のため、排気ファンの作動確認は行っておりません。									
		排気ファンの作動確認を行った結果、ファンが正常に作動していません。									
		別紙「給排気設備改善のご通知」を参照いただき、改善をお願いいたします。									
		COセンサが設置されており、設置位置・作動状況とも異常なしですので、今回CO測定は実施していません。(業務用排気フードの場合は、測定対象となります。)									
		CO測定を行った結果、異常ありません。									
		高所、狭所・先端位置不良・故障・その他() のため、CO測定は実施できておりません。									
		以下の湯沸器等のCO測定値が高くなっております。									
		設置場所	機種	CO測定値	設置場所	機種	CO測定値	設置場所	機種	CO測定値	
				%			%			%	
小型湯沸器CO測定	上記機器を使用禁止させていただきまして、メーカーへ連絡の上改善をお願い致します。尚、修理完了まではご使用にならないで下さい。										
	上記機器は、メーカーへ連絡の上改善をお願い致します。										
	小型湯沸器のCO測定を行った結果、異常ありません。										
	() のため、小型湯沸器のCO測定は行っておりません。										
ガス警報器	以下の小型湯沸器のCO値が高くなっています。修理または取替えをお願いいたします。										
			%			%			%		
	() に(買替えの見積もり・修理)を手配いたしました。										
	ガス漏れ警報器の設置位置、有効期限ともに異常ありません。										
腐食点検	ガス漏れ警報器の設置位置が不適切につき、設置位置の変更をお願いします。										
	安全のために「不完全燃焼検知機能付きガス警報器」の(設置・取替え更新)をおすすめいたします。										
	目視による点検が可能な部分について行いました。ガス管腐食点検の結果、異常ありません。										
	() が腐食() のため、改修をお願いいたします。										
ゴム管等	() が腐食() のため、改修をお願いいたします。										
	目視による点検が可能な部分について行いました。ゴム管等の点検の結果、異常ありません。										
	目視による点検の結果、(ゴム管使用期限切れ・ゴム管劣化・ゴム管止め/キャップなし・三叉継手使用・ゴム管が長すぎ・その他:)、改善をお願いいたします。										
	ご使用の売却メーカーの有効期限は、() 年、() 月です。										
その他	※検定有効期限内でのお取替をお願いいたします。										
	法令に基づくガス漏れ警報設備の技術基準を満たしておりません。改善をお願いします。(特定地下街・室)										
	法令に基づくガス栓と機器の接続が適正ではありません。改善をお願いします。(特定地下街・室)										
	ヒューズガス栓へのお取替えをおすすめします。										
○ ガスをお使いの場合は必ず換気を行ってください。											

〈お問い合わせ先〉

大阪ガス株式会社 大阪エネルギー営業部 設備サービスチーム 設備定保グループ
大阪市西区千代崎3丁目南2-37 TEL 06-6586-3198

〈点検実施会社〉

点検担当者

●ガスのご用はなんでもお気軽にお申しつけください。

(7) 内管マグネシウム陽極設置報告書

内管マグネシウム陽極設置報告書

管 理 番 号				建 物 番 号				代 表 ご 使 用 番 号						
				支 社 行 政 区 固 定 番 号 :CO				支 社 区 町 画 家 番						
内 管 オ ー ダ ー No				設 置 年 月 日				施 工 店 コード				メ ッ シ ュ No		
支 社 契 約 支 社 店 発 行 No 枝 番				年 月 日				所 属 工 事 会 社						
顧 客 名 (建物名)				住 所										
連 絡 先				連 絡 先 住 所										
				電 話 () -										
圧 力				マ グ ネ シ ウ ム 陽 極										
☐ 中A ☐ 中B ☐ 中間圧 ☐ 低圧				☐ M A - 3 型 個 ☐ そ の 他 () 個										
絶縁 継手	建 物 側	1 . 絶 縁 フ ラ ン ジ A × □ A × □ A × □												
		2 . バ ル ブ フ ラ ン ジ A × □ A × □ A × □												
位置図						系統図 (絶縁継手の位置とマグネシウム陽極位置を明示)								
特記事項														
決 裁 欄	台 帳 作 成 日			引 継 日			維 持 管 理 部 署			施 工 管 理 部 署			工 事 会 社	
	年 月 日			年 月 日										

(8) 小型専用整圧器設置報告書

小型専用整圧器設置報告書

管 理 番 号		建 物 番 号		代 表 ご 使 用 番 号	
		支社 行 政 区 固 定 番 号 CO 支 社 区 町 道 家 番			
内 覧 オ ー ダ ー No		設 置 年 月 日		施 工 店 コード	
支社 契約支社店 発 行 No 校 番		年 月 日 所 属 工 事 会 社		施 工 店 名	
				メッシュNo	
顧 客 名(建物名)		住 所			
連 絡 先		連 絡 先 住 所			
		電 話 () -			
型 式	製 造 番 号	設 置 場 所	圧 力 (UPSO圧はFEの場合のみ記入)	設 置 態 度	稼 働 日
☐ FE25			整 静 圧 kPa	☐ 単 独 ☐ 並 列 ☐ 予 備	年 月 日
☐ FE50			圧 動 圧 kPa		.
☐ KH50			リリーフ圧 kPa		.
			OPSO圧 kPa		.
			UPSO圧 kPa		.
☐ FE25			整 静 圧 kPa	☐ 単 独 ☐ 並 列 ☐ 予 備	年 月 日
☐ FE50			圧 動 圧 kPa		.
☐ KH50			リリーフ圧 kPa		.
			OPSO圧 kPa		.
			UPSO圧 kPa		.
☐ FE25			整 静 圧 kPa	☐ 単 独 ☐ 並 列 ☐ 予 備	年 月 日
☐ FE50			圧 動 圧 kPa		.
☐ KH50			リリーフ圧 kPa		.
			OPSO圧 kPa		.
			UPSO圧 kPa		.
位置図					
決 裁 欄	台帳作成日	引 継 日	維持管理部署	施工管理部署	工 事 会 社
	年 月 日	年 月 日			

(2001.6 改)

(9) 遠隔式緊急ガス遮断装置点検記録

遠隔式緊急ガス遮断装置点検履歴票

物件名		住所	
点検年月日	作業分類	作業内容	備考 (中圧、低圧系統を記載 のこと)
	作動点検・4年目定期点検・ 8年目定期点検・その他		
	作動点検・4年目定期点検・ 8年目定期点検・その他		
	作動点検・4年目定期点検・ 8年目定期点検・その他		
	作動点検・4年目定期点検・ 8年目定期点検・その他		
	作動点検・4年目定期点検・ 8年目定期点検・その他		
	作動点検・4年目定期点検・ 8年目定期点検・その他		
	作動点検・4年目定期点検・ 8年目定期点検・その他		
	作動点検・4年目定期点検・ 8年目定期点検・その他		
	作動点検・4年目定期点検・ 8年目定期点検・その他		
	作動点検・4年目定期点検・ 8年目定期点検・その他		

需要家保安を検討するにあたって

＜本日の内容＞

- I. はじめに
- II. 現在、ガス事業者が行なっている保安業務
- III. ガスの保安制度の特徴
- IV. 制度改革にあたっての視点

平成26年5月29日

一般社団法人 日本ガス協会

© 2014 The Japan Gas Association

The Japan Gas Association

I. はじめに

■これまで都市ガス事業者は、安全に対するお客さまからの信頼に応え、導管管理部門だけでなく、サービス・販売担当部門や、消防・警察等の行政との総合的な連携の中で、保安水準を高めてきた。

■需要家保安制度の検討にあたっては、様々なビジネスモデルで参入する事業者を想定し、「保安水準を維持向上し、かつ参入しやすい仕組み」の検討が必要と考える。

■また、お客さまの納得感や利便性の向上につながる仕組みであることが重要である。

＜想定される参入事業者の例＞

①既存ガス事業者と同様に お客さまへの保安・サービス体制を 持つ事業者

- ・LPG系の小売事業者
- ・簡易ガス事業系の事業者

等

②新たなビジネスモデルで 参入する事業者

- ・電力・ガス・通信等のセット販売をする事業者

等

Ⅱ. 現在、ガス事業者が行なっている保安業務

3

© 2014 The Japan Gas Association

The Japan Gas Association

都市ガス安全規制の考え方

- 安全規制への行政の関与は必要最小限とし、ガス事業者の自主保安活動により保安水準の維持・向上を図る仕組みを構築
- 安全高度化計画を着実に推進（死亡事故の削減、非安全型機器の取替えなど）

平成9年（1997年）閣議決定

『経済構造の変革と創造のための行動計画フォローアップ』

ガスの保安規制のあり方

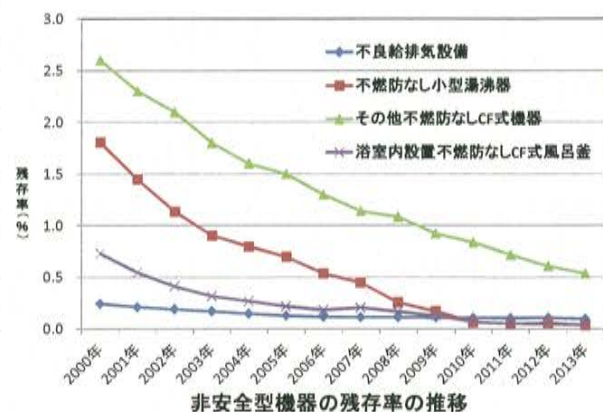
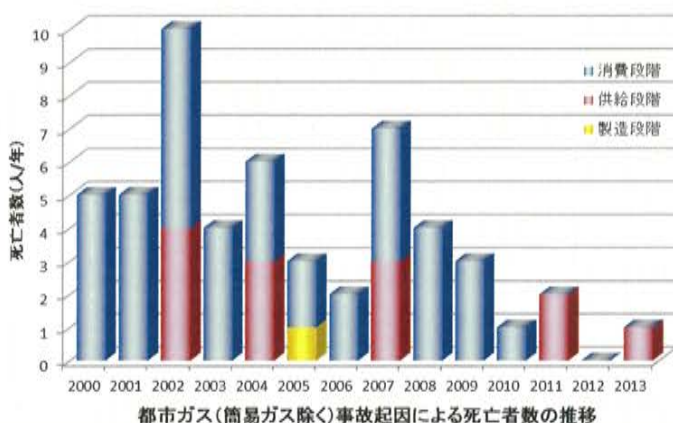
- ①各主体の自己責任を原則
- ②国の関与は必要最小限
- ③事後規制の機動的・効果的発動
- ④情報公開の徹底



平成12年（2000年）

ガス事業法改正

閣議決定①②③④を反映



4

© 2014 The Japan Gas Association

現在の需要家保安業務（概要イメージ）

■ガス事業法に定められた「定期点検（予防保全）」「ガス漏れ等の緊急対応（事後保全）」に加え、保安規程の作成・ガス主任技術者の選任や、様々な自主保安活動を通じて、保安水準の維持・向上に取り組んでいる。

サービス開始（開栓）	お客さまからの問い合わせ	約3年に1回の定期点検（予防保全）【事業法】	サービス・営業時の保安活動	自主的な保安活動【JGA基準等】	突発的なガス漏れ等の緊急対応（事後保全）【事業法】
サービス開始時の点検	「器具を買ってきたが接続してよいか」 等	①内管漏えい検査【技省令51条】 ②消費機器調査・周知【法40条の2】	お客さまとの接点時に発見した事象への対応	定期点検結果等をもとにした改善活動	①内管漏えい受付・緊急出動・修理【施行規則31条】 ②消費機器漏えい・事故発生時のすみやかな措置（使用禁止等）【法40条の2】
販売・サービス担当部門					導管管理部門

ガス主任技術者の選任・届出【事業法（31条）】

ガス主任技術者（同左）

保安規程の作成・届出及び遵守【事業法（30条）】

5

© 2014 The Japan Gas Association

<参考1>定期点検（予防保全）

- 法令やマニュアルで規定された業務内容に則り、40ヶ月（約3年）に1度実施。
- 定型的・画一的な業務であるため、比較的技能を習得しやすい。また、お客さま件数に応じた体制構築や委託が可能。

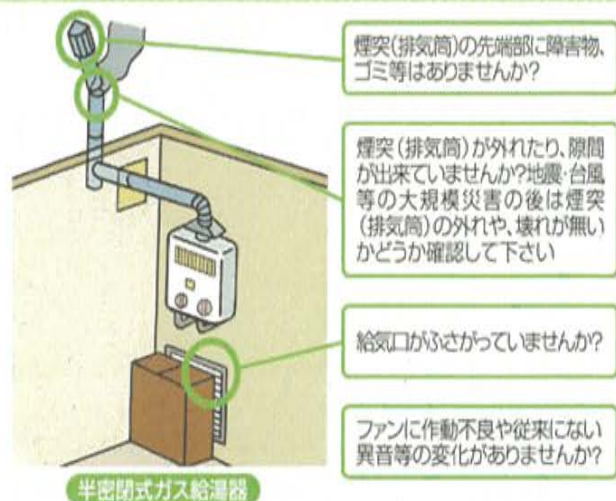
(1) 内管漏えい検査

敷地内のガス管について、経年劣化などによるガス漏れがないかを確認。



(2) 消費機器調査

不完全燃焼によるCO中毒などを防ぐために、屋内設置の給湯器などに関して給気、排気にかかわる設備の点検などを行う。



6

© 2014 The Japan Gas Association

＜参考2＞緊急対応（事後保全）

- 24時間待機・電話受付や、現場に急行するための体制が必要（業務量に関わらず一定の体制が必要であり、規模の経済性が働きやすい）。
- 現場での漏えい箇所の絞り込み、ガス漏れを止める応急修理については、現場に応じた個別の判断が求められるため、業務経験が必要。



24時間待機・電話受付



漏れ箇所を探す①



現場に急行



漏れ箇所を探す②



漏れ箇所を応急修理する

＜参考3＞お客さま接点機会を活用した保安活動

- 法定点検以外にも、営業担当者が現場で気づいた時にお客さまに保安改善提案を行い、事故の未然防止に努めている。

＜営業部門による自主保安活動の例＞

例1

- ・ コンロ修理の依頼を営業担当者が受け、お客さま宅を訪問
- ・ 給湯器が古い不安全型機器であることに気がつき、交換の提案を行い、取替えを実施。

例2

- ・ 営業担当者がお客さま訪問時に厨房機器が移設されていることを発見。
- ・ 給排気設備の位置が適切でなかったため、CO測定したところ反応があった。機器を移設し、事故を未然に防止。

例3

- ・ 飲食店でCO警報器が発報。緊急対応部門が出動し、機器の使用禁止措置を実施。
- ・ 数日後に営業担当者が訪問したところ、お客さまが機器の使用を再開していた。再度、使用禁止を依頼し、事故を未然に防止。

Ⅲ. ガスの保安制度の特徴

9

© 2014 The Japan Gas Association

The Japan Gas Association

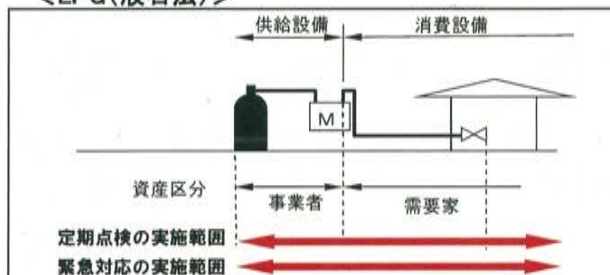
電気・プロパンとの保安制度の比較

- 定期点検：都市ガスとLPGは消費機器を含む需要家資産まで実施義務あり
電気は消費機器の実施義務なし
- 緊急対応：都市ガスとLPGは消費機器を含む需要家資産まで実施義務あり
電気は需要家資産についての実施義務なし
- 都市ガスの事故届出件数では、消費段階のものが最も多い。

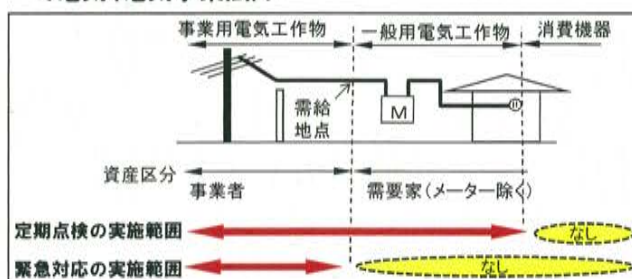
<都市ガス(ガス事業法)>



<LPG(液石法)>



<電気(電気事業法)>



<都市ガス事故件数の推移>

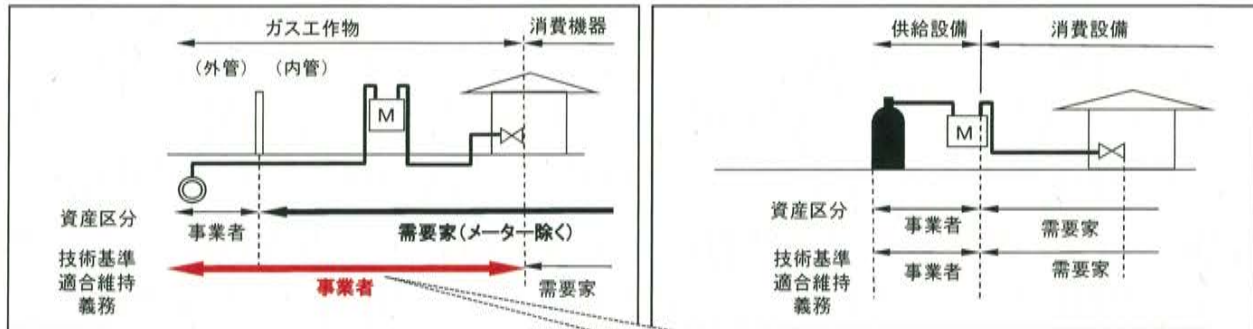


10

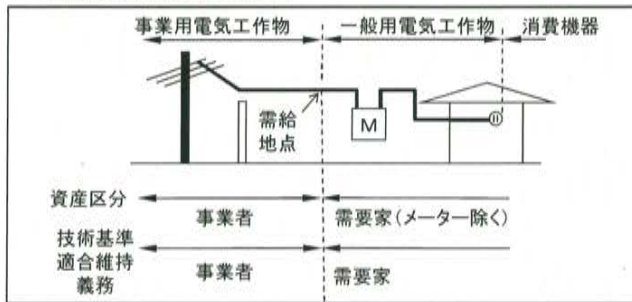
© 2014 The Japan Gas Association

事業者と利用者の責任分担

■都市ガスでは、お客さまの資産であるガス工作物の責任（技術基準適合維持義務）を事業者が担っており、電気やLPGと異なり、資産区分と責任区分が一致していない状態。



<電気(電気事業法)>



※ガス事業法28条(ガス工作物の技術基準適合維持義務)
「一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を
経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しな
なければならない。」

IV. 制度改革にあたっての検討の視点

1. 検討の視点

視点1. 保安水準の維持・向上

ガスは、お客さま先での消費機器で熱や電気に変換され利用されることから、消費機器の設置や利用面も含め、お客さま接点時に継続して安全を確保することが必要である。

- ・保安向上のためには、お客さま接点機会に保安活動を同時に実施することが望ましく、新小売事業者も保安に関する責任や役割を担うことが必要ではないか。
- ・一方、保安のノウハウや体制を保有する既存ガス事業者が保安業務を担う方が安全ではないかという視点から、「新ガス導管事業者が一義的に担う」とすると、どのような課題があるか（新小売事業者にどのような責任・役割を求めるか）。

視点2. 新規参入の容易性

- ・既存ガス事業者と同様にお客さまへの保安・サービス体制を持つ事業者
- ・新しいビジネスモデルで参入する事業者

のそれぞれが、創意工夫の下で強みを活かせる、または参入しやすい制度はどのようなものか。

【視点1】保安水準の維持・向上①

サービス開始（開栓）	お客さまからの問い合わせ	約3年に1回の定期点検（予防保安）【事業法】	サービス・営業時の保安活動	自主的な保安活動【JGA基準等】	突発的なガス漏れ等の緊急対応（事後保安）【事業法】
サービス開始時の点検	「器具を買ってきたが接続してよいか」 等	①内管漏えい検査【技省令51条】 ②消費機器調査・周知【法40条の2】	お客さまとの接点時に発見した事象への対応	定期点検結果等をもとにした改善活動	①内管漏えい受付・緊急出動・修理【施行規則31条】 ②消費機器漏えい・事故発生時のすみやかな措置（使用禁止等）【法40条の2】
販売・サービス担当部門				導管管理部門	

・新ガス導管事業者が保安責任を担う場合：

導管（外管）を中心として保安ノウハウや体制は保有しているが、接点機会のない「○」部分をどのように担保するか、保安上必要な情報入手や緊急時の小売事業者との連携等をどのように担保するかが課題となる。

・新小売事業者が保安責任を担う場合：

お客さま接点機会を活用した保安活動は容易だが、（保安体制を持たない事業者の場合）体制の確保が課題となる。

【視点1】保安水準の維持・向上②

「新ガス導管事業者が一義的に担う」とすると、どのような課題があるか（新小売事業者にどのような責任・役割を求めるか）。

（1）保安業務を遂行する上での情報連携

- ・スムーズな保安業務のための、新小売事業者からの「お客さまの基本情報(住所・連絡先等)」
「図面・機器情報」などの提供方法
- ・お客さまがガス漏れ電話を新小売事業者に行う場合があるため、現場出動を行う新ガス導管事業者への迅速な取次ぎに関する取り決め

（2）事故増加リスクへの対策

- ・仮に新小売事業者に保安責任が全くない制度となった場合、新小売事業者の自主保安で容易に防止できたはずの事故が防止できないことへの対策
- ・ガス漏れ対応で緊急にガスを止める際、契約関係のないお客さまの場合、新小売事業者の許可が必要なケースがあり、対応が遅れることへの対策

（3）個別性の高いお客さまへの対応

- ・現行の大口のお客さまは、一般に内管・機器の設計・施工・機種等における個別性が高い。また、ガス以外の配管も輻輳しているため、日頃から当該のお客さまの事情に通じていない新ガス導管事業者では対応が困難なケースが多い。

<参考> 現行大口分野の保安

- 大口のお客さまは、工業用機器やコージェネなど、お客さまの用途に応じた特殊な消費機器が多く、またガス以外の配管も輻輳しているなど、お客さまとの日々の接点を持つ新小売事業者でなければわからない情報が多い。
- 大口分野ではお客さま自身の保安能力が高く、体制も整っていることから、大口ガス事業者が保安業務の責任を担っている。新規参入は着実に増加している一方で、事故件数は増加しておらず、制度上は問題ないと評価されている。

<大口需要家（工業用）の配管イメージ>



<都市熱エネルギー部会報告書（平成18年5月）>

「事故の発生状況を見る限り、現行の大口供給制度が需要家保安に影響を与えている状況は見受けられない。また、原子力安全・保安院が実施した個別大口需要家に対する訪問調査においても、適切な保安管理体制の整備が確認されており、現状においては、これまでの自由化範囲の拡大に関する需要家の保安管理状況について特段の問題は見当たらない。」

【視点2】新規参入の容易性

- 保安責任と業務を「新ガス導管事業者が一義的に担う」場合、保安体制を保有しない事業者にとっては参入しやすい
- 一方、保安体制に強みを持つ新規参入者（LPG・簡易ガス事業者等）にとっては、新ガス導管事業者が保安業務を独占すると強みを活かせない

	新ガス導管事業者が一義的に担う	新小売事業者が一義的に担う (委託は可能)
既存ガス事業者と同様に お客さまへの保安・サービス 体制を持つ事業者 (LPG、簡易ガスなど)	×既存のお客さま接点や保安体制 などの強みが活かせない	○既存のお客さま接点や保安体制 などの強みが活かせる
新たなビジネスモデルで 参入する事業者	○保安体制構築の必要がなく、 参入しやすい	× 特に緊急対応体制について、 保安体制構築の負担が大きい

2. 具体的制度内容（ガス業界案）

- 新小売事業者が一義的に責任を担うことで、
 - ・自主的な保安活動が促進され保安向上につながる、
 - ・お客さまにとってもガスに関する様々な相談（ガス料金の問い合わせ、マイコンメータの点滅等）もスムーズにワンストップで行える等、メリットが大きい

【緊急対応（事後保全）】

新規参入者にとって、専門性が高く、体制構築の負担が大きいことから、対応事業者の乱立は好ましくないとされる。小口の場合、内管・機器の汎用性が高いことから、既存ガス事業者が全面的に受託する。（自社ネットワーク外は除く）

【定期点検（予防保全）】

緊急対応ほど専門性が高くなく、規模に応じた体制構築や委託は容易。ただし、参入当初は体制構築に時間がかかる事業者もいる可能性があるため、既存ガス事業者が積極的に相対で受託する。

＊お客さまにとっては、自主保安も含めた保安サービスでガス事業者を選ぶことができる。また委託先は、既存ガス事業者以外にもLPG事業者等も考えられる。

新小売事業者が保安責任を担うものの、既存ガス事業者が委託を受ける方向で検討することが望ましい。